

久喜市教育委員会令和5年1月定例会

開催月日 令和5年1月20日（金曜日）

開催場所 久喜市立鷺宮中学校1階 集会室

開会時刻 午前10時20分

閉会時刻 午前11時52分

久喜市教育委員会令和5年1月定例会議事日程

第 1 署名委員の指名

書記の指名

会議時間の決定

第 2 前回会議録の承認

第 3 教育長報告

ア 久喜市議会令和4年11月定例会議市政に対する質問（教育委員会関係）について

イ 久喜市議会令和4年11月定例会議提出議案・議決結果（教育委員会関係）について

第 4 議事

議案第 1号 久喜市公民館条例施行規則を廃止する規則について

議案第 2号 久喜市公民館事業運営委員の勤務条件等に関する規程について

議案第 3号 久喜市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 4号 令和5年度久喜市一般会計予算（案）に係る意見聴取について

議案第 5号 久喜市教育委員会所管の委員等の委嘱について

第 5 協議事項

ア 第3期久喜市教育振興基本計画実施計画（素案）について

第 6 その他

次回定例会について

配布資料 議案書、議案参考資料、教育長報告

会議の公開・非公開 一部非公開（審議・検討等情報、人事案件のため）

教育長及び教育委員 5名

教育長 柿 沼 光 夫

委員 山 中 大 吾

委員 渋 谷 克 美

教育長職務代理者 諸 橋 美津子

委員 小野田 真 弓

欠席委員 なし

事務局

教育部長 野 原 隆

教育部副部長 斧 田 直 樹

参事兼教育総務課長 榊 原 俊 彦

参事兼指導課長 川羽田 恵 美

生涯学習課主幹 小 林 幸 司

参事兼中央公民館長 須 田 諭

学務課長 関 口 智 彰

学校給食課長 小 林 喜 則

文化財保護課長 堀 内 謙 一

教育総務課

課長補佐兼係長 森 田 和 美

臨時的任用職員 三 浦 友 也

傍聴者 なし

午前10時20分

◎開会の宣言

○教育長（柿沼光夫） 皆さん、こんにちは。

新型コロナウイルス感染症への配慮から、しばらく実施を見合わせていました教育現場を会場とする教育委員会の開催についてですが、本日は鷺宮中学校を会場とさせていただきます。委員の皆様には、鷺宮中学校の教育活動の取組みについての説明、そして先ほどの授業参観、特にGIGAスクール構想下におけるICTを活用した授業を参観していただきましたが、今後の教育行政を一層推進するための参考にしていただければ幸いです。

また、過日の校長会との合同視察研修会にもご出席をいただきましてありがとうございました。

新型コロナウイルス感染症に関しては、新たな変異株への懸念もあり、いまだ収束が見通せませんが、今後も感染対策を十分講じながら、日々の教育活動の充実に向けて進めてまいりたいと考えております。

それでは、早速ですが、始めさせていただきます。

ただいまの出席者は、委員4名と私を含め5名であります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の会議開催の規定にございます教育長及び在任委員の過半数の出席要件を満たしておりますので、これより久喜市教育委員会令和5年1月定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○教育長（柿沼光夫） これより直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○教育長（柿沼光夫） 本日の議事日程につきましては、あらかじめ委員各位のお手元に配付したとおりでございます。

次に、会議の公開の是非についてお諮りいたします。

議案第3号及び議案第4号並びに協議事項アは審議・検討等情報であることから、また議案第5号は人事案件であることから、会議を公開しないこととさせていただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号から第5号までと協議事項アにつきましては、会議を非公開とさせていただきます。

◎会議録署名委員の指名

○教育長（柿沼光夫） 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、久喜市教育委員会会議規則第22条第2項の規定により、教育長において指名させていただきます。

本日は、小野田委員と渋谷委員にお願いいたします。

◎会議録作成者の指名

- 教育長（柿沼光夫） 会議録作成者は、教育総務課、三浦臨時的任用職員にお願いいたします。

◎会議時間の決定

- 教育長（柿沼光夫） 会議時間につきましては、本日の日程が全て終了するまでといたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、本日の日程が全て終了するまでといたします。

◎前回会議録の承認

- 教育長（柿沼光夫） 日程第2、前回会議録の承認を求めます。

令和4年12月22日に開催いたしました令和4年12月定例会の会議録につきましては、あらかじめ委員の先生方のお手元に配付したとおりでございます。

お手元の会議録にご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、会議録につきましてはご承認いただきました。

日程第3、教育長報告でございます。

報告事項につきましては、お手元の日程のア及びイの2件でございます。

◎教育長報告 ア

- 教育長（柿沼光夫） 初めに、ア、久喜市議会令和4年11月定例会議市政に対する質問（教育委員会関係）についての報告でございます。

報告の内容につきましては、教育部長よりご説明いたします。

教育部長。

- 教育部長（野原隆） それでは、教育長報告ア、久喜市議会令和4年11月定例会議市政に対する質問（教育委員会関係）につきましてご説明申し上げます。

お手元の教育長報告資料の1ページから21ページまでに教育委員会に関する質問事項とその要旨、質問に対する答弁をそれぞれ掲載してございます。質問者は全体で24名おり、うち教育委員会に関する質問者は12名でございました。

質問の概要につきましては、多い順から、児童生徒や保護者への支援に関するものが7件、児童生徒の学習環境の整備に関するものが4件、小・中学校の施設設備や校庭等の環境整備に関するものが2件、小・中学校の適正規模、適正配置に関するものが2件、学校薬剤師の処遇改善に関するものが1件、市民プラザの個別施設計画に関するものが1件、市立図書館に関するものが1件でございます。

本来であれば、一つ一つの質問内容と、それらに対する答弁内容につきましてご説明申

し上げるべきところではございますが、事前に資料を配付させていただいておりますこと、また時間も限られておりますことから、個別の説明につきましては省略させていただきたいと存じます。

説明は以上になります。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） ただいまの報告に対しまして、ご質問をお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） ご質問なしとの声がありましたので、質問を打ち切ります。

◎教育長報告 イ

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、イ、久喜市議会令和4年11月定例会議提出議案・議決結果（教育委員会関係）についての報告でございます。

報告の内容につきましては、教育部長よりご説明いたします。

教育部長。

○教育部長（野原隆） それでは、教育長報告イ、久喜市議会令和4年11月定例会議提出議案・議決結果（教育委員会関係）につきましてご説明申し上げます。

お手元の教育長報告資料の22ページをお開きください。11月定例会議へ上程された議案のうち、教育委員会に係る議案につきましては、久喜市議会の議案番号第75号、第82号、第90号、第91号、第98号及び第99号の合計6件でございます。この議案6件につきましては、令和4年12月23日の議会最終日におきまして全て原案どおり可決をいただいたという内容でございます。

以上でございます。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） ただいまの報告に対しまして、ご質問をお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） ご質問なしとの声がありましたので、質問を打ち切ります。

以上で教育長報告を終了いたします。

日程第4、議事に入ります。

◎議案第1号

○教育長（柿沼光夫） 初めに、議案第1号を上程し、これを議題といたします。

議案書の1ページを御覧ください。議案第1号について提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（野原隆） 議案第1号 久喜市公民館条例施行規則を廃止する規則についてにつきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

久喜市公民館条例施行規則を、別紙のとおり廃止することについて議決を求めるものでございます。

議案の内容につきましては、中央公民館長よりご説明申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） 中央公民館長。

○参事兼中央公民館長（須田諭） 中央公民館でございます。議案書の2ページをお願いい

たします。久喜市公民館条例施行規則を廃止する規則についてご説明させていただきます。

公民館のコミュニティセンター化に伴い、公民館条例が令和5年4月1日付けをもって廃止となるため、同条例施行規則を廃止するものでございます。

初めに、本則部分に記載のとおり、久喜市公民館条例施行規則を廃止する内容でございます。

次に、附則第1項、施行期日でございます。この規則は、令和5年4月1日から施行する規定でございます。

次に、附則第2項、経過措置でございます。この規則が施行される前までになされた手続や処分等につきましては、久喜市コミュニティセンター条例施行規則の相当規定によりなされたものとみなす取扱いとする規定でございます。

中央公民館からは以上でございます。よろしく願いいたします。

○教育長（柿沼光夫） 議案第1号について質疑をお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

各委員さんより賛否のご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号 久喜市公民館条例施行規則を廃止する規則については、全員の賛成をいただきましたので、原案どおり可決されました。

◎議案第2号

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、議案第2号を上程し、これを議題といたします。

議案書の3ページを御覧ください。議案第2号について提案理由の説明を求めます。
教育部長。

○教育部長（野原隆） 議案第2号 久喜市公民館事業運営委員の勤務条件等に関する規程についてにつきましては、提案理由の説明をさせていただきます。

久喜市公民館事業運営委員の勤務条件等に関する規程を、別紙のとおり制定することについて議決を求めるものでございます。

議案の内容につきましては、中央公民館長よりご説明申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） 中央公民館長。

○参事兼中央公民館長（須田諭） 中央公民館でございます。議案書の4ページをお願いいたします。久喜市公民館事業運営委員の勤務条件等に関する規程についてご説明させていただきます。

初めに、公民館のコミュニティセンター化に伴い、公民館条例施行規則が廃止となることに伴いまして、同規則に規定していた公民館運営委員を新たに公民館事業運営委員として制定するものでございます。なお、職務や定数、勤務条件等につきましては、これま

でと同様でございます。

それでは、第1条、設置に係る規定でございます。中央公民館でこれまで実施してまいりました公民館事業について、今後も同様に行うため、公民館事業運営委員の職を設置する規定でございます。

次に、第2条、職務に係る規定でございます。公民館事業運営委員の職務として、公民館事業の企画や運営等を行うこととする規定でございます。

続きまして、第3条、運営委員の設置及びその地区の区域に係る規定でございます。運営委員の受持ちの区域として、現在の市内8館分の公民館の区域と同様とするため、各小学校の通学区域とする規定でございます。

次に、第4条、定数に係る規定でございます。運営委員の定数は、今の公民館ごとにそれぞれ10人以内とする規定でございます。

続きまして、5ページでございます。第5条、任用に係る規定でございます。運営委員の採用につきましては、教育委員会が行うこととする規定でございます。

次に、第6条、職務上の地位に係る規定でございます。運営委員は地方公務員法の規定の適用を受ける職員、会計年度任用職員とする規定でございます。

次に、第7条、報酬及び費用弁償に係る規定でございます。運営委員の報酬等は、日額報酬とするものでございます。

次に、第8条、勤務日数及び勤務時間に係る規定でございます。運営委員の勤務日数と勤務時間につきましては、週3日以内かつ週18時間以内とし、その割り振りににつきましては生涯学習課長が定めるとする規定でございます。

次に、第9条、その他に係る規定といたしまして、この訓令に定めるもののほか、運営委員に関する必要事項につきましては教育長が別に定める旨の規定でございます。

最後に、附則といたしまして、この訓令の施行期日として令和5年4月1日とするものでございます。

中央公民館からは以上でございます。よろしく願いいたします。

○教育長（柿沼光夫） 議案第2号について質疑をお受けいたします。

渋谷委員。

○委員（渋谷克美） ちょっと教えていただきたいのですが、この運営委員は会計年度任用職員として任用する形になると思いますが、いわゆる「委員」という名称が付いて会計年度任用職員というのはほかにも例があるのでしょうか。

○教育長（柿沼光夫） 中央公民館長。

○参事兼中央公民館長（須田諭） 現行の公民館の中には、「公民館運営委員」の方のほかに「公民館補助委員」という方が会計年度任用職員としていらっしゃいます。元々、「公民館補助委員」という方につきましては、会計年度任用職員の前は臨時的任用職員として、いわゆる窓口業務を行うような方をそういう名称で規定しておりました。また、「公民館運営委員」の方につきましても、今度からは「公民館事業運営委員」という形にすること

としていますが、元々は非常勤特別職として公民館運営委員という形で任用していた名称を引き継ぐという形で、今度からは「公民館事業運営委員」というような形で規定させていただいているというものでございます。

一方、現行の「公民館補助委員」については、今度、コミュニティセンターになりましたら、「公民館補助委員」という名称ではなく、通常の「事務補助員」というような形に名称は変更になるものでございます。業務の内容につきましては、従来と変わりはありません。

- 教育長（柿沼光夫） ほかに何か事例はありますか。特にありませんか。
渋谷委員。
- 委員（渋谷克美） 「委員」というと任命とか委嘱とか、そういうイメージが強いものですから、ちょっと気になって伺いました。
- 教育長（柿沼光夫） 中央公民館長。
- 参事兼中央公民館長（須田諭） すみません。今のところほかではちょっと見当たらないというところですよ。
- 教育長（柿沼光夫） 教育総務課長。
- 参事兼教育総務課長（榊原俊彦） 現在の教育委員会のほうなのですが、この「委員」という名称の会計年度任用職員はございません。
- 教育長（柿沼光夫） 特に会計年度任用職員の職名が「委員」であっても、何か法令上問題があるとかということはないのですね。
中央公民館長。
- 参事兼中央公民館長（須田諭） 特に名称については、そういった名称を使ってはいけないといったことは恐らくないと思います。今回の「公民館事業運営委員」の方につきましては、従来の「公民館運営委員」というものを引き継いで引き続き事業を行っていくという形でございますので、名称等につきましても極力そのまま、実際になれる方についても今までと同じことを行っていただく形になります。事業の内容についても変わりはないというところから、引き継いで名称のほうを使っていくというような形で考えているところでございます。
- 教育長（柿沼光夫） ほかにございますでしょうか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 教育長（柿沼光夫） それでは、議案第2号についての質疑を打ち切ります。
各委員さんより賛否のご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。
〔「異議なし」と言う人あり〕
- 教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。
よって、議案第2号 久喜市公民館事業運営委員の勤務条件等に関する規程については、全員の賛成をいただきましたので、原案どおり可決いたしました。
次に、議案第3号から第5号までと協議事項アにつきましては、先ほどご了解いただき

ましたとおり、非公開案件でありますことから、会議を非公開とさせていただきます。

〔これより非公開とする〕

○教育長（柿沼光夫） 暫時休憩いたします。

午前10時37分 休 憩

午前10時37分 再 開

○教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

◎議案第3号

※ 非公開事由が消滅したため会議録を公開します。

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、議案第3号を上程し、これを議題といたします。

議案書の6ページを御覧ください。

議案第3号について提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（野原隆） 議案第3号 久喜市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてにつきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

久喜市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を、別紙のとおり改正することについて議決を求めるものでございます。

議案の内容につきましては、各担当課長よりご説明申し上げます。

教育総務課長。

○参事兼教育総務課長（榊原俊彦） それでは、議案第3号 久喜市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

議案書の6ページ、7ページ、併せまして議案参考資料の1ページを御覧ください。この度の条例改正案のうち、教育委員会に関する改正につきましては、教育総務課が所管しております教育委員会教育委員の報酬額の改定、及び学務課が所管しております学校薬剤師の報酬額の改定でございまして、来年度から報酬額を改定するため、今定例委員会にて本議案について議決をいただいた後、2月13日に開会予定の久喜市議会2月定例会議に提案の予定でございます。

初めに、教育総務課所管部分につきましてご説明いたします。改正条例本文の2段落目になりますが、教育長職務代理者の報酬額を現在の月額3万5,000円から月額5万7,000円に、また教育委員の報酬額を現在の月額3万3,000円から月額5万5,000円に改定するものでございます。

改定の理由でございしますが、県内の財政規模や人口規模などが同規模の市との均衡を考慮したものでございまして、教育長職務代理者、教育委員いずれも報酬額を月額2万2,000円増額する改正案でございまして、

教育総務課所管分の説明は以上でございます。

○教育長（柿沼光夫） 学務課長。

○学務課長（関口智彰） 続きまして、議案第3号のうち、学務課の所管部分につきましてご説明いたします。

議案書のページ数、参考資料のページ数は同じでございます。改正条例本文の下から2行目になりますが、学校薬剤師の報酬額を現在の年額7万円から年額10万円に改正するものでございます。

学校薬剤師につきましては、学校や市立幼稚園において二酸化炭素濃度や照明の照度の測定などの環境衛生検査を行っているほか、薬品等についての正しい知識を学ぶ薬教育の講師を務めたり、また特にコロナ禍におきましては児童生徒の健康保持について学校からの相談に対応していただいたりするなど、多岐にわたる業務を行っていただいております。児童生徒等が健康に学習できる学校環境の維持に大きな役割を果たしていただいているところでございます。

そうした中、市内薬剤師の勤務形態が昔とは大きく変わってしまい、大手ドラッグストアなどに勤務する薬剤師が増えたことなどによりまして、学校薬剤師の確保に大変苦慮しているなどのお話を久喜白岡薬剤師会から伺いました。また、埼玉県内の学校薬剤師の報酬額について調べたところ、本市の報酬額は県内平均と比較して低い水準であったところでございます。こうした状況を総合的に勘案し、学校薬剤師の人材確保や業務に見合った報酬額とするため、県内平均額と同程度である年額10万円に改正するものでございます。

なお、附則といたしまして、本改正条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上が議案第3号 久喜市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての説明でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○教育長（柿沼光夫） 議案第3号について質疑をお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

各委員さんより賛否のご意見をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号 久喜市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、全員の賛成をいただきましたので、原案どおり可決いたしました。

◎議案第4号

※ 非公開事由が消滅したため会議録を公開します。

○**教育長（柿沼光夫）** 次に、議案第4号を上程し、これを議題といたします。

議案書の8ページを御覧ください。議案第4号について提案理由の説明を求めます。
教育部長。

○**教育部長（野原隆）** 議案第4号 令和5年度久喜市一般会計予算（案）に係る意見聴取についてにつきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

久喜市長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、令和5年度久喜市一般会計予算（案）について意見を求められたので、議決を求めるものでございます。

議案の内容につきましては、各担当課長よりご説明申し上げます。

○**教育長（柿沼光夫）** 教育総務課長。

○**参事兼教育総務課長（榊原俊彦）** 議案第4号 令和5年度久喜市一般会計予算（案）に係る意見聴取についてご説明させていただきます。

この度の予算案につきましては、2月13日に開会予定の久喜市議会2月定例会議に提案されるものでございまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育費に係る部分につきまして梅田市長より意見聴取の諮問がありましたことから、本会議におきまして議案として提出させていただいたものでございます。

それでは、別冊の令和5年度久喜市一般会計予算を御覧いただきたいと存じます。

初めに、久喜市全体の令和5年度予算の概要についてご説明いたします。

予算書の10ページをお開きください。令和5年度の一般会計予算の歳出総額は524億6,400万円でございます。令和4年度と比較しますと24億8,500万円、5%の増となっております。このうち、教育費につきましては、46億7,708万8,000円で、歳出総額に占める割合は8.9%でございます。また、前年度比2億643万5,000円、4.2%の減となっております。

続きまして、各所属所における令和5年度当初予算の概要についてご説明いたします。

時間の関係もございまして、この場におきましては新規事業や前年度比較で大きく増減のあった事業、既存事業で新たな取組みが含まれている事業についてご説明いたします。

まず初めに、教育総務課分でございます。予算書の278ページを御覧ください。

10款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費、事業名1、教育委員会運営事業、予算額354万8,000円、前年度比98万円の増額でございます。増額の理由は、先ほどご説明いたしました議案第3号にて非常勤特別職報酬条例の一部改正について、教育長職務代理者及び教育委員の報酬月額をそれぞれ2万2,000円増額するものでございます。

続きまして、290ページを御覧ください。2項小学校費、1目学校管理費、事業名2、小学校維持管理事業、予算額4億5,570万6,000円、前年度比8,767万4,000円の増額でございます。主な増額の内容につきましては、293ページに記載しております本町小学校外壁改修に係る工事請負費及び同工事施工監理業務委託料でございます。

続きまして、296 ページを御覧ください。3 目学校建設費、事業名 1、小学校耐震化整備事業、予算額 4,630 万 8,000 円、前年度比 4,251 万 3,000 円の増額でございます。内容は、太田小学校、青葉小学校、東鷲宮小学校の屋内運動場非構造部材改修工事費、同工事施工監理業務委託料及び本町小学校、久喜北小学校、青毛小学校、久喜東小学校の屋内運動場非構造部材改修工事設計業務委託料でございます。

次に、事業名 2、小学校大規模改造事業、予算額 1 億 7,391 万 2,000 円、前年度比 1 億 4,584 万 4,000 円の減額でございます。事業の内容につきましては、栗橋小学校校舎の大規模改造工事第 2 期工事費及び同工事施工監理業務委託料及び桜田小学校大規模改造工事設計業務委託料でございます。

次に、304 ページを御覧ください。3 項中学校費、3 目学校建設費、事業名 1、中学校耐震化整備事業、予算額 6,007 万 5,000 円、前年度比 5,628 万円の増額でございます。内容といたしましては、菖蒲中学校、栗橋西中学校、鷲宮西中学校の屋内運動場非構造部材改修工事費、同工事施工監理業務委託料でございます。

次に、事業名 2、中学校大規模改造事業、予算額 2 億 76 万 8,000 円、前年度比 1 億 7,674 万 8,000 円の減額でございます。内容といたしましては、鷲宮東中学校校舎の大規模改造工事第 2 期工事費、同工事施工監理業務委託料及び栗橋西中学校大規模改造工事設計業務委託料でございます。

以上が教育総務課で所管する事業の概要説明でございます。

○教育長（柿沼光夫） 学務課長。

○学務課長（関口智彰） 続きまして、議案第 4 号のうち、学務課の所管部分の主なものにつきましてご説明いたします。

初めに、予算書の 282 ページ、283 ページをお開きいただきたいと存じます。10 款教育費、1 項教育総務費、2 目事務局費、事業番号の 12、（仮称）久喜市立鷲宮義務教育学校開校準備事業、予算額 1 億 161 万 8,000 円、前年度比皆増でございます。こちらは、鷲宮西中学校区における義務教育学校の開校に向けた整備に要する費用でございます。令和 4 年度に引き続き校舎増築工事の設計業務委託を実施するほか、学校の用地測量業務や不動産鑑定業務に係る委託費を計上しております。

次に、284 ページ、285 ページをお開きいただきたいと存じます。3 目教育指導費の事業番号 7、児童生徒安全事業、予算額 3,137 万円、前年度比 628 万 7,000 円の増でございます。増額の主な理由でございますが、江面小学校スクールバスの添乗業務につきまして、これまでの会計年度任用職員による対応から業務委託に切り替えたことにより、江面小学校スクールバス添乗業務委託料として 257 万 4,000 円を新たに計上したこと、また栗橋南小学校及び栗橋東中学校の防犯カメラ交換修繕工事を実施することによる工事費の増などでございます。

続きまして、306 ページ、307 ページをお開きいただきたいと存じます。4 項幼稚園費、1 目幼稚園費の事業番号 4、幼稚園管理事業、予算額 2,389 万 5,000 円、前年度比 1,786

万 8,000 円の増でございます。増額の主な理由でございますが、中央幼稚園の屋上防水シート、こちらの全面的な改修を行うための工事費などの増でございます。

続きまして、308 ページ、309 ページをお開きいただきたいと存じます。4 項幼稚園費、1 目幼稚園費の事業番号 8、子育てのための施設等利用給付事業、予算額 6,897 万 8,000 円、前年度比 825 万 2,000 円の減でございます。減額の主な理由でございますが、今年度（令和 4 年度）における支給額が令和 4 年度の当初予算と比較して減額となる見込みでありますことから、令和 5 年度につきましても支給対象幼児の人数が今年度当初予算の積算時よりも減るものと見込み、積算をしたものでございます。

学務課からは以上でございます。

○**教育長（柿沼光夫）** 学校給食課長。

○**学校給食課長（小林喜則）** 続きまして、学校給食課所管分の主な事業につきましてご説明いたします。

予算書の 328、329 ページをお開きください。10 款教育費、6 項保健体育費、2 目学校給食費、事業番号 2、会計年度任用職員給与費でございます。予算額 85 万 9,000 円、前年度比皆増でございます。こちらは、現在、育児休業中の職員が復帰後に育児短時間勤務を希望していることから、職員が休業となる時間帯の代替職員として会計年度任用職員を採用するものでございます。

次に、事業番号 5、学校給食運営事業、予算額 12 億 786 万 9,000 円、前年度比 7,920 万円の増額でございます。主な内容は、学校給食食材を購入する賄い材料費などの需用費や調理、配送、配膳業務の委託料などでございます。増額の主な理由は、電気、都市ガス料金の高騰に伴う光熱水費や、物価高騰の影響による保護者負担の増加を抑制するため、食材費の一部を支援することに伴う賄い材料費が増額となるものでございます。

次に、330 ページ、331 ページをお開きください。事業番号 7、学校給食審議会運営事業、予算額 36 万円、新規事業でございます。内容は、物価高騰の影響により食材価格が上昇していることから、学校給食費の改定について審議していただくための委員報酬でございます。

次に、一番下の廃止事業、旧鷺宮学校給食センター解体事業でございます。こちらは、令和 4 年度で事業が完了するため、全て減額となるものでございます。

学校給食課からの説明は以上でございます。

○**教育長（柿沼光夫）** 指導課長。

○**参事兼指導課長（川羽田恵美）** 指導課でございます。大きく増減のある事業、新規、廃止事業を中心に説明いたします。

初めに、予算書の 280、281 ページを御覧ください。10 款教育費、1 項教育総務費、2 目事務局費、事業番号 5、学校 WAN 維持管理事業でございます。令和 4 年度当初と比較して 688 万 1,000 円の減です。主な減額としては、13、使用料及び賃借料のうち、OA 機器等借上料が 865 万 9,000 円の減です。この理由といたしましては、平成 29 年度に導入

しました教職員の校務用端末のリースが満了したことによるものでございます。リース終了後も無償譲渡契約をしているため、引き続き利用してまいります。

次に、282、283 ページを御覧ください。10 款教育費、1 項教育総務費、3 目教育指導費、事業番号 1、教育指導事業でございます。令和 4 年度当初と比較して 302 万 3,000 円の増です。令和 4 年度にございました事業番号 11、小学校理科支援員等配置事業を、この事業番号 1、教育指導事業に統合した分の 223 万 7,000 円、ほかに教育アンケート調査業務委託料 55 万円、ポケットク 10 セット、24 万 4,000 円などが増額となっております。

次に、288、289 ページを御覧ください。新規で 10 款教育費、1 項教育総務費、3 目教育指導費、事業番号 17、共同オンライン分教室事業でございます。不登校傾向等の生徒に対する多様な学習の場の提供に関する経費として、講師謝礼 1 万 5,000 円、事務用品 1 万 2,000 円、SIM カード使用料 12 万 7,000 円の 15 万 4,000 円の予算でございます。

同じく新規で 10 款教育費、1 項教育総務費、3 目教育指導費、事業番号 18、部活動地域移行推進事業です。休日における部活動の段階的な地域移行に要する経費として、協力者謝礼と協議会委員謝礼 172 万 4,000 円のほか、協力者旅費、消耗品費、保険料、補助金など総額 213 万 9,000 円の増額となっております。なお、今後、国から示される詳細な事業内容に合わせて額が変更になる可能性もございます。

次に、294、295 ページを御覧ください。10 款教育費、2 項小学校費、1 目学校管理費、事業番号 3、情報教育機器維持管理事業でございます。令和 4 年度当初と比較して 1,858 万 8,000 円の減です。主な減額としては、13、使用料及び賃借料のうち、OA 機器借上料が 2,165 万 3,000 円の減です。この理由といたしましては、平成 29 年度に導入しましたコンピューター教室機器等のリースが満了したことによるものでございます。リース終了後も無償譲渡契約をしているため、引き続き有効利用してまいります。また、同様に平成 30 年度に導入しましたコンピューター教室機器等も、令和 5 年 9 月末日でリース満了となり、再リース契約をすることから、額が大きく減っているところでございます。なお、小学校で利用するサーバーや大型提示装置等の機器修繕費とモバイルルーターを増やすことなどを加えて、トータル 1,858 万 8,000 円の減でございます。

次に、302、303 ページを御覧ください。10 款教育費、3 項中学校費、1 目学校管理費、事業番号 3、情報教育機器維持管理事業でございます。令和 4 年度当初と比較して、598 万 6,000 円の減です。主な理由といたしましては、先ほどと同様に、平成 29 年度に導入しましたコンピューター教室機器等のリースが満了したことによるものでございます。小学校費同様、無償譲渡契約をしているため、引き続き有効利用してまいります。

指導課からは以上でございます。

○教育長（柿沼光夫） 生涯学習課長。

○生涯学習課主幹（小林幸司） 続きまして、生涯学習課所管分についてご説明をさせていただきます。

初めに、予算書の 312 ページ、313 ページをお開き願います。10 款教育費、5 項社会教育費、1 目社会教育総務費、事業番号 8、いきいき活動センターしずか館管理事業、予算額 873 万 8,000 円、前年度比 162 万 2,000 円の増額でございます。こちらにつきましては、施設維持管理業務を委託しておりますシルバー人材センターへの委託料が大幅に増額となったこと、また電気料金高騰等による光熱水費の増額が主な要因となっております。

次に、318 ページ、319 ページをお開きいただきたいと思えます。4 目人権教育費、事業番号 3、教育集会所管理事業、予算額 262 万 3,000 円、前年度比 61 万 1,000 円の増でございます。こちらにつきましては、光熱水費の高騰による教育集会所電気料金の増額分と、防犯対策上の理由から、野久喜集会所へ防犯カメラ 1 台を設置することに要する経費を計上したことによる増額でございます。

次に、320 ページ、321 ページをお開き願います。事業番号 4、内下集会所解体事業、予算額 680 万 4,000 円、前年度比 645 万 8,000 円の増でございます。こちらにつきましては、鷺宮下新井地区にございます内下集会所の除却ということで、令和 4 年度に設計業務が完了したことによりまして、来年度その解体に伴って近隣住宅の家屋事前調査業務委託の実施と実際の解体工事に要する請負工事費を計上したことによる増額でございます。

次に、5 目図書館費、事業番号 2、図書館管理運営事業、予算額 2 億 5,247 万 3,000 円、前年度比 1,072 万 7,000 円の増でございます。こちらにつきましては、指定管理業務の基本協定書に基づく管理業務委託料の中の人件費の増額分 278 万 4,000 円に加えまして、菖蒲図書館と栗橋文化会館図書室にございます視覚障がい者用の音声誘導装置の案内メッセージ更新業務委託料の増加というもの、また中央図書館、鷺宮図書館、郷土資料館、それぞれのトイレの洋式化改修工事、自動ドア改修工事、点字ブロック等の改修工事の実施、また鷺宮図書館や郷土資料館の照明の LED 化による工事实施のための費用 750 万 7,000 円を計上したことなどによる増額でございます。

生涯学習課からは以上でございます。

○教育長（柿沼光夫） 文化財保護課長。

○文化財保護課長（堀内謙一） 続きまして、文化財保護課が所管する事業の予算案につきまして概略をご説明させていただきます。

お手元の予算書の 322 ページ、323 ページを御覧ください。10 款教育費、5 項社会教育費、6 目文化財保護費、事業番号 1、文化財保護業務経費につきましては 4 万 1,000 円の増でございます。増の理由でございますが、建物損害保険料の皆増でございます。こちらは、旧菖蒲学校給食センターを来年度から文化財保管庫として活用することができるという市の方針が決定したことによる措置でございます。

次に、事業番号 2、文化財保護事業につきましては、57 万 1,000 円の増でございます。増の主な理由でございますが、文化財調査委員の報酬が 3 万 6,000 円の増、こちらは調査

回数が増えるものがございます。また、古民家調査業務委託料 45 万円の増など、文化財調査のための予算を措置したことによるものがございます。

事業番号 3、埋蔵文化財保護事業につきましては、3 万 2,000 円の増でございます。増の理由ですが、埋蔵文化財試掘調査業務委託料で、調査回数が増えるものがございます。

事業番号 4、市指定文化財「吉田家水塚」運営事業につきましては、36 万 4,000 円の減でございます。減の主な理由ですが、管理運営業務委託料 37 万 5,000 円の減で、こちらは委託日数の減によるものがございます。

事業番号 5、郷土資料館管理事業につきましては、800 万 5,000 円の減でございます。減の主な理由ですが、臨時的な経費として今年度予算に措置いたしました収蔵庫二酸化炭素消火設備交換修繕工事 803 万円の皆減によるものがございます。

続きまして、324 ページ、325 ページを御覧ください。事業番号 6、郷土資料館運営事業につきましては、70 万円の増でございます。増の主な理由ですが、収蔵庫燻蒸業務委託料 66 万円の増で、こちらは燻蒸剤の調達コストの値上がりによるものがございます。

事業番号 7、郷土資料館特別展事業につきましては、44 万 4,000 円の増でございます。増の主な理由ですが、印刷製本費 35 万 6,000 円の増で、こちらは昨年度の市の方針で刊行物のモノクロ印刷が徹底され、当課では今年度の図録につきましては口絵だけのカラー印刷で予算措置させていただきましたが、令和 5 年度は改めて全面カラー印刷に戻して予算を措置したことによるものがございます。

最後に、文化財調査報告書作成事業が廃止となっておりますが、こちらは全体的な予算の関係で、令和 5 年度の作成は行わないことといたしました。今後の天王山塚西遺跡発掘調査報告書の刊行や日光道中栗橋宿、栗橋関所及び鷲宮神社に続く久喜市の歴史と文化財シリーズの刊行など、必要な刊行物の作成に向けまして準備を進めてまいりたいと考えております。

文化財保護課からは以上でございます。

○教育長（柿沼光夫） 中央公民館長。

○参事兼中央公民館長（須田諭） 続きまして、中央公民館所管分でございます。

予算書の 314 ページ、315 ページをお願いいたします。10 款教育費、5 項社会教育費、2 目公民館事業推進費、事業番号 1 番、職員給与費でございます。来年度予算額 6,233 万 9,000 円、前年度予算額 1 億 4,426 万 4,000 円、前年度比 8,192 万 5,000 円の減でございます。こちらにつきましては、公民館事業推進室の職員 11 人分の給与費でございます。減額となった主な要因といたしましては、現在、公民館のうち、有人公民館 6 館、それぞれ 4 人ずつ、合計 24 人の職員の配置があるところ、公民館のコミュニティセンター化に伴いまして、施設管理及び部屋の貸出業務が市長部局に移管となることによりまして、当該施設の常駐職員分の人件費が所管課に付け替えになるためでございます。

次に、事業番号 2 番、会計年度任用職員給与費でございます。来年度予算額 514 万 3,000 円、前年度予算額 2,643 万 5,000 円、前年度比 2,129 万 2,000 円の減でございます。こち

らにつきましては、公民館事業運営委員 80 人分の報酬等でございます。減額となった主な要因といたしましては、公民館のコミュニティセンター化に伴いまして、公民館 6 館分の公民館補助委員の給与費等が付け替えとなることにより減となったものでございます。

次に、事業番号 3、公民館事業推進事業でございます。本年度予算額 153 万 4,000 円、前年度予算額 151 万 4,000 円、2 万円の増額でございます。こちらにつきましては、公民館事業を実施する際の講師謝礼や会場設営費、器具借上料分などでございます。増額になった主な要因といたしましては、会場設営費や器具借上料などの経費の増加によるものでございます。

次に、市民体育祭事業でございます。来年度予算額 430 万 5,000 円、前年度予算額 441 万 1,000 円、前年度比 10 万 6,000 円の減でございます。こちらにつきましては、各地区において開催している体育祭の記念品や消耗品の購入等、及び実行委員会への補助金の交付に係る費用などでございます。減額になった主な要因といたしましては、記念品の購入費や補助金の交付金額等の見直しによるものでございます。

次に、公民館管理事業及びその下でございます公民館運営事業、こちらの 2 つの事業の廃止についてでございます。こちらにつきましては、公民館のコミュニティセンター化に伴いまして、施設の管理業務に係る光熱水費や業務委託料、それと新聞・雑誌購読料などの経費に係るものが公民館のコミュニティセンター化に伴い廃止となるものでございます。

中央公民館からは以上でございます。よろしく願いいたします。

○教育長（柿沼光夫） 議案第 4 号について質疑をお受けいたします。

諸橋委員。

○教育長職務代理人（諸橋美津子） 予算書の 288 ページの部活動地域移行推進事業についてですが、各中学校の部活動の指導員の方というのは、どのぐらいの数、協力者がいるのか、現状を教えてください。

○教育長（柿沼光夫） 指導課長。

○参事兼指導課長（川羽田恵美） こちらの新規の部活動地域移行推進事業の協力者としては、今、学校と相談中なのでございますが、8 名分の予算を取っているところでございます。

○教育長（柿沼光夫） 指導員は何人いますかという質問です。

○参事兼指導課長（川羽田恵美） すみません。部活動指導員につきましては、令和 4 年度 8 名活動しております。

○教育長（柿沼光夫） ほかにございますか。

渋谷委員。

○委員（渋谷克美） それでは、6 点ほど伺いたいと思います。

初めに、歳入に関して予算書の 52、53 ページ、15 款県支出金、2 項県補助金、7 目教育費県補助金、5 節保健体育費補助金の中の細節 1、埼玉農産物の魅力再発見食育推進事

業費補助金として5万円とありますが、これは学校給食運営事業の中でこういった形で事業が行われるのか、具体的に教えていただけたらと思います。

2点目は、280、281 ページ、10 款教育費、1 項教育総務費、2 目事務局費、事業番号 3、会計年度任用職員給与費に関して、学校での相談事業の充実が求められていると思いますが、そういう中で専門職として心理専門員が2人、スクールソーシャルワーカーが1人という内容になっていますが、これで充足しているのかどうか、そこを教えてください。

3点目は、先ほども質問がありましたが、288、289 ページ、10 款教育費、1 項教育総務費、3 目教育指導費、事業番号 18、部活動地域移行推進事業に関して、ここに協力者謝礼 158 万円とありますが、令和5年度に地域移行を予定している部活動の種目とその移行先の見込みについて伺いたいと思います。

4点目は、296、297 ページ、10 款教育費、2 項小学校費、2 目教育振興費、事業番号 3、小学校要・準要保護児童就学援助事業と、こちらと関連しまして 302 ページ、303 ページに同じように中学校要・準要保護生徒就学援助事業がありますが、それぞれ 251 万 8,000 円、214 万 5,000 円の減額になっていますが、この理由を教えてください。

5点目は、312、313 ページの 10 款教育費、5 項社会教育費、1 目社会教育総務費、事業番号 8、いきいき活動センターしずか館管理事業に関して、これについては先ほど前年度比 162 万 2,000 円の増額の理由として、施設維持管理業務委託料としてシルバー人材センターのほうの示した金額が大幅に上がったということですが、去年と比較しますと 125 万 9,000 円、率にしますと 28.4%アップしているかと思いますが、かなりアップしているのですけれど、その理由は何なのか教えてください。

最後6点目は、322、323 ページ、10 款教育費、5 項社会教育費、6 目文化財保護費、事業番号 2、文化財保存事業に関して、古民家調査業務委託料が新規としてありますが、この具体的な調査対象あるいはこの調査を委託する委託先について教えてください。

以上です。

○**教育長（柿沼光夫）** それでは、ご質問いただいた順番にお願いしたいと思います。

最初に、学校給食課長、お願いします。

○**学校給食課長（小林喜則）** 初めに、歳入関係の埼玉農産物の魅力再発見食育推進事業費補助金、こちらにつきましては食育活動を支援する農林部門の補助金でございまして、そのメニューの一つとして学校給食における地場産物を活用した献立開発に使用できるのでございます。令和5年度につきましては、当該補助金を活用し、学校給食運営事業の中で本市と包括連携協定を締結している女子栄養大学とで連携を図りながら、新たな給食献立を共同開発するものでございます。

○**教育長（柿沼光夫）** 続いて、学校での相談業務の充実に関して、指導課長。

○**参事兼指導課長（川羽田恵美）** 会計年度任用職員の心理専門員2名、スクールソーシャルワーカー1名で教育相談の充実が図れているのかというご質問に対してお答えをさせていただきます。

市の会計年度任用職員としては、ただいま申し上げました心理専門2名、スクールソーシャルワーカー1名でございますが、スクールソーシャルワーカーは県のほうからの任用ということで、実際のところスクールソーシャルワーカーは2名で、市内の小・中学校のほうを回ったりしております。それらの職員は、分担共同して対応しているところでございます。今、様々な課題が多く生じていることから、さらに充実した対応のために、県のほうなどにスクールソーシャルワーカーの増員を要望しているところでございます。

- 教育長（柿沼光夫） そのほか、市の予算としては出てきませんが、スクールカウンセラーが県の予算で配置されています。
- 教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。
- 委員（渋谷克美） スクールカウンセラーは何人配置されているのでしょうか。
- 教育長（柿沼光夫） 指導課長。
- 参事兼指導課長（川羽田恵美） 県のスクールカウンセラーにつきましては、中学校は単独配置、小学校は複数校掛け持ちで、人数については確認しないと正確な数字をお伝えできませんが、全校に隔週または月に1回ということで配置はしております。
- 委員（渋谷克美） 分かりました。
- 教育長（柿沼光夫） その次は、部活動地域移行に関して、指導課長。
- 参事兼指導課長（川羽田恵美） 部活動地域移行推進事業ということで、新規に予算計上させていただいております。こちらのほうでは、現在のところ学校と相談しながら剣道、バレーボール、バスケットボール、ソフトテニス、卓球など8つの部活動について学校のほうから配置の希望があるところでございます。こちらの移行先というところでございますが、次年度における部活動の指導員の依頼は地域の方、今までボランティアで外部コーチとして携わっている方を中心にご支援をお願いしているところでございます。
- 教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。
- 委員（渋谷克美） 今、8つの運動部活動のお話が出ましたが、文化関係の部活動については地域移行の考えはあるのでしょうか。
- 教育長（柿沼光夫） 指導課長。
- 参事兼指導課長（川羽田恵美） 事業番号13、部活動地域移行推進事業（令和5年度分）は全て運動部ということで考えておりますが、今ございます会計年度任用職員としての部活動指導員につきましては文化部に携わっている方もいらっしゃいますので、そちらの予算の中で文化部のほうも対応しているところでございます。
- 委員（渋谷克美） 分かりました。
- 教育長（柿沼光夫） 続いて、学務課長。
- 学務課長（関口智彰） 要保護・準要保護就学援助費の関係で、小学校、中学校それぞれ200万円ちょっと減額となった理由ということでご質問いただきました。小学校、中学校とも同じ理由でございますので、恐縮ですが、一括でのご答弁させていただきたいと存じます。

こちらの就学援助費につきましては、実際には例えば学用品費に対する援助とか学校給食費に対する援助など、幾つかの項目に細かく分かれております。全部で10項目という形になるのですが、そのため予算の積算に当たりましては、まず、それぞれの項目につきまして想定される支給人数を見込みまして、その人数に支給単価を乗じて、その合計で幾らになるということで予算の積算を行っているところでございます。

このうち、支給対象の人数につきましては、これまでは過去3年間の平均人数を参考に見込んでおりましたが、令和5年度の当初予算の積算に当たりましては、昨今の厳しい財政状況の中、より精査した金額にする必要がございました。そのため、一つ一つ、もう一度見直しをしました。例えば年度ごとにばらつきがあったり、上下をしているような項目につきましては、経年的に減少しているような項目もございます。そういった減少傾向が続いているような項目につきましては、過去3年間の中でも最低値、直近値という形になるのですけれども、その最低値を参考値として人数のほうを見込んで積算を行ったところでございます。

結果といたしまして、小学校費のほうは令和4年度と比較して251万8,000円、約5.9%の減額、中学校費は214万5,000円、約4.2%の減額となりました。ただ、もちろんこちららあくまで見込みでございまして、令和5年度予算を執行していく中で、仮に私どもの見込みよりも多くなりそうだとすることがあれば、例えば補正予算などできちっと対応して、必要な方に必要な援助が行くような形で対応してまいりたいというふうに考えておるところでございまして。

○**教育長（柿沼光夫）** 続いて、生涯学習課長。

○**生涯学習課主幹（小林幸司）** ご質問いただきました、いきいき活動センターしずか館管理業務委託料についてでございますが、主な要因といたしまして、これまで当該業務についてはシルバー人材センターにお願いしているところ、その契約方法が、従来の請負契約から派遣契約という形へ変更になりました。これにつきましては、令和3年度に埼玉県シルバー人材センターのほうの立入調査がありまして、契約方法の指摘を受けたとのことで、これは教育委員会生涯学習課だけではなく、市全庁的にそのような契約方法へ変更になりました。これに伴いまして、シルバー人材センターへの委託事務費、事務手数料のほうは従来の10%から23%に変更になりました。また、消費税の賦課方法が従来の請負契約では内税方式だったものが外税方式に、さらに埼玉県の最低賃金の改定、これらの要因が重なりまして、積算した結果125万9,000円の増という形になりました。

以上でございまして。

○**教育長（柿沼光夫）** 続いて、文化財保護課長。

○**文化財保護課長（堀内謙一）** 文化財保護課です。古民家調査業務委託料についてのご質問でございます。調査対象は、久喜市久喜中央2丁目の榎善という屋号で広く知られている建造物で、明治6年に建てられたと伝えられている母屋を核とする蔵造り町家でございます。委託先につきましては、来年度実施する予定の業務でありますことから、申し訳

ありませんが、現段階ではお話しできる情報はございません。かなり専門的で特殊な業務であることや金銭的な部分などを考慮いたしますと、当該業務を受託できるところはかなり限られてくるものと考えているところでございます。

以上です。

○教育長（柿沼光夫） よろしいですか。

○委員（渋谷克美） 分かりました。

○教育長（柿沼光夫） ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） それでは、特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

各委員さんより賛否のご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号 令和5年度久喜市一般会計予算（案）に係る意見聴取については、全員の賛成をいただきましたので、原案どおり可決いたしました。

◎議案第5号

○教育長（柿沼光夫） 次に、議案第5号を上程し、これを議題といたします。

議案書の9ページを御覧ください。議案第5号について提案理由の説明を求めます。
教育部長。

〔非公開案件につき省略、全員の賛成により原案どおり可決〕

以上をもちまして本日提出いたしました議案の審議は全て終了いたしました。

◎協議事項 ア

※ 非公開事由が消滅したため会議録を公開します。

○教育長（柿沼光夫） 日程第5、協議事項でございます。

それでは、ア、第3期久喜市教育振興基本計画実施計画（素案）についての協議内容につきまして、教育総務課長よりご説明いたします。

教育総務課長。

○参事兼教育総務課長（榊原俊彦） 協議事項ア、第3期久喜市教育振興基本計画実施計画（素案）につきまして、別冊「第3期久喜市教育振興基本計画 令和5（2023）年度実施計画（素案）」を御覧いただきたいと存じます。

それでは、ご説明いたします。久喜市教育委員会では、教育行政を総合的かつ計画的に推進するため、久喜市教育振興基本計画で定めた施策や取組みについて具体的内容を示す実施計画を毎年度策定しております。令和5年度を始期とします第3期久喜市教育振興基本計画につきましては、第2期計画となる現在の久喜市教育振興基本計画が本年度末をもって計画期間が終了することから、令和3年度に策定作業に着手いたしまして、教育振興基本計画策定委員会において審議検討を重ね、教育委員会令和4年10月定例会において第3期計画案の議決をいただいた後、久喜市議会令和4年11月定例会議におきま

して、出席議員全員の賛成により原案のとおり可決されまして、第3期計画が確定したところでございます。現在は、年度内の刊行に向けて準備を進めているところでございます。

本日は、第3期計画の初年度となります「第3期久喜市教育振興基本計画 令和5(2023)年度実施計画(素案)」を作成いたしましたので、協議事項として提出させていただきました。今後、本日の会議におきまして委員の皆様にご意見、ご指導をいただき、その内容を踏まえまして事務局で検討した後、次回の2月定例会に議案として提案させていただきますと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

初めに、第2期計画に係る実施計画との変更点を申し上げます。

4ページをお開きください。各取組みの記載項目、記載内容に大きな変更はございませんが、第3期久喜市教育振興基本計画の「第2章 施策の展開」に掲載の主な取組みごとに、具体的な取組みを掲載し、第3期計画のどの部分について記載しているのかを分かりやすくしました。また、「取組みの『見える化』」となります指標を新たに掲載し、計画期間中の年度ごとの目標も新たに設定しまして、各年度の目標に向かって取組みを進めるものでございます。さらに、第3期計画に記載しましたSDGsのゴールにつきまして、実施計画にはその具体的な取組み内容を記載いたしました。

それでは、実施計画の内容についてご説明させていただきます。

1ページをお開きください。「実施計画の概要」でございます。「1 実施計画の目的」といたしまして、第3期久喜市教育振興基本計画に定められた基本目標及び施策を達成するため、当該年度における具体的な取組み内容を示すことにより、教育行政の効果的な推進を目指すものとしております。

次に、「2 実施計画の期間」につきましては、令和5(2023)年度となります。

次に、「3 その他」といたしまして、実施計画には第3期久喜市教育振興基本計画の施策のうち、令和5(2023)年度に実施する取組みについて掲載するなど、本実施計画の掲載内容について記載しております。

続きまして、1ページめくっていただきまして、2ページ目の次、付番のほうは付いてございませんが、3ページ以降が「事業計画」でございます。第3期久喜市教育振興基本計画で定めた3つの基本目標、さらにその基本目標に基づく施策ごとに令和5(2023)年度に実施する取組みについて、第3期計画に掲載の主な取組みごとに、取組み、取組みの概要、令和5年度の予算上の事業名、所管課名などを記載しております。全部で12施策、233の取組みについて記載しているところでございます。

また、変更点としてご説明させていただきましたが、今回新たに主な取組みごとに「取組みの『見える化』」となります指標を掲載するとともに、施策ごとにSDGsの具体的な取組みを記載いたしました。

冒頭にも申し上げましたが、本日は素案を協議事項として提出させていただきました。本日の会議においていただいたご意見を踏まえて、事務局で更に検討を重ね、次回の2月定例会に議案として提案させていただきます。そして、議決後につきましては、市議会議

員への配付、ホームページによる公表を実施する予定でございます。

説明は以上でございます。ご協議のほどよろしくお願ひいたします。

○**教育長（柿沼光夫）** それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問をお受けいたします。

渋谷委員。

○**委員（渋谷克美）** それでは、7点ほど伺いたいと思います。

まず1点目ですが、今ほどの説明の中で、この実施計画は市議会の議決事項になるのか、それをまず確認させていただきたいと思います。

○**教育長（柿沼光夫）** 教育総務課長。

○**参事兼教育総務課長（榊原俊彦）** 第3期の教育振興基本計画、こちらのほうにつきましては、市議会の議決事項でございますけれども、実施計画につきましては議決事項ではございません。

○**教育長（柿沼光夫）** 市議会へは報告することになります。

○**委員（渋谷克美）** 分かりました。

それでは、改めてほかの質問をさせてもらいたいと思います。

2点目です。8ページの「4 地域における人権教育の推進」、連番13番、教育集会所の集約化ということで、来年度は内下集会所を解体するということですが、ここでは集会所事業の見直しということもあります。この事業の見直し後の集会所事業というものは、どのように変わるのか、そのポイントについてお伺いしたいと思います。

3点目です。36ページの「2 交通安全教育の充実」、連番141、学校安全計画の整備・見直しということで、これが新規ということになっております。今までも学校ではこういうことを行ってきたのではないかと思うのですが、新規とした理由と、その要点を教えてください。

4点目です。37ページの「4 学校の危機管理体制の整備・充実」、連番146、命を守るための安全教育の向上ということで、こちらも新規ということになっております。新規とした理由と、その要点を教えてください。

5点目です。44ページの「3 安全・安心でおいしい学校給食の提供」、連番170、食物アレルギー対応の充実とあります。次回の2月定例会開催前には、アレルギー対応食、代替食の試食というのもあるようですが、この除去食から代替食への移行の進捗状況について、改めて伺いたいと思います。

6点目です。44ページの「3 安全・安心でおいしい学校給食の提供」、連番174、学校給食審議会の開催ということで、先ほど来年度予算関係の中でも説明がありましたが、給食費の改定に併せて、いわゆる学校の給食費の公会計の導入、そういったものについて検討する予定はないのかどうか伺いたいと思います。

最後に7点目です。63ページの「4 郷土資料館の充実」、連番232、(仮称)文化財整理収蔵室の活用に関して、先ほどの来年度予算関係の説明の中で旧菖蒲学校給食センタ

一を文化財保管庫として活用とのお話がありましたが、このことに関連して、今まで埋蔵文化財を対象とした専用の作業スペースというものはなかったと思うのですが、今後、この整理収蔵庫をどのように活用する計画があるのか教えていただきたいと思います。

また、この埋蔵文化財関係で未刊の調査報告書、そういったものはないのかどうか、その辺も確認させていただきたいと思います。

以上です。

○教育長（柿沼光夫） それでは、順番に行きたいと思います。

生涯学習課長。

○生涯学習課主幹（小林幸司） 教育集会所の集約化に伴う事業の見直しということでご質問いただきました。先ほどの予算の関係でも、ちょっとお話をさせていただいたところでございますが、鷲宮の下新井地区でございます内下集会所につきましては、底地が借地ということで、貸主のほうから返還をしてほしいということで意見、要望が寄せられておまして、令和6年3月31日までの3年間の賃貸借契約を結んだという前提がございます。また、上物につきましては築30年経過しておまして老朽化が著しい状況となっております。

これらの状況等を踏まえまして、集会所運営委員会の中で委員の皆さんに議論いただいた結果、令和4年12月、内下集会所がございまして下新井地区の住民の方を対象とした事業統合に関するアンケートを全戸配布という形で実施をさせていただきました。結果については、まだ今のところ現在集計作業中でございますが、詳細は申し上げられないのですが、傾向といたしましては集約化と事業統合については、賛成の回答が多かったというふうに感じて認識をしているところでございます。

いずれにいたしましても、内下集会所事業につきましては、現在の事業を減らすという考えはなく、野久喜集会所への集約化はもちろん、場合によっては当該地区でございます下新井集会所での事業の実施なども視野に入れて、野久喜、内下両集会所の利用者の皆様の意見を伺いながら、その意向に沿った形で事業のほうの見直しと充実を図ってまいりたいと考えております。

○教育長（柿沼光夫） 続いて、指導課長。

○参事兼指導課長（川羽田恵美） 連番141、学校安全の整備・見直しのところについて、新規とした理由とその要点についてお話させていただきます。

各学校においては、学校安全の計画等につきましてはかねてから行っているところでございますけれども、資料の中の「取組みの『見える化』」のところでございますように、警察等と連携した交通安全教室を実施している学校の割合は、まだ75.8%というところ、また中学校の自転車事故も多いというところから、実は第2期のほうにはこの取組みの明記はなかったことから新規とさせていただきます、100%を目指して全ての学校での実践を促していくというところで、このような記載にさせていただきました。

続きまして、146番も続けてよろしいですか。

- 教育長（柿沼光夫） はい、どうぞ。
- 参事兼指導課長（川羽田恵美） 連番 146、命を守るための安全教育の向上、こちらも同様でございます。今まで学校につきましては危機管理等の安全教育についても位置付けて行ってきたところではございますけれども、第 2 期にこの取組みが明記されていなかったことから、新規というふうにさせていただきました。内容といたしましては、日々危機というところが変わっていくとか更新されていくということで、例えば近いところだと竜巻とか水害とか弾道ミサイルとか、そういうのに対する避難とかというところも視野に入れているところでもありますし、また、記載の中で優れた実践を広めるところもありますので、災害図上訓練等も含めまして各学校の優れた実践を視野に広めまして、さらにこの危機管理体制というものを充実させていきたいと考えております。以上です。
- 教育長（柿沼光夫） 事業として新規と言えますか。新規なのかどうか、検討してください。
- 参事兼指導課長（川羽田恵美） 検討いたします。
- 教育長（柿沼光夫） その次、学校給食課長。
- 学校給食課長（小林喜則） 初めに、連番 170、食物アレルギー対応の充実に関して除去食から代替食への移行の進捗状況についてでございます。食物アレルギー対応につきましては、新学校給食センターが稼働いたしました令和 3 年 8 月からは卵と乳を対象アレルギーとした除去食を、令和 4 年 8 月からは卵と乳を対象アレルギーとした代替食を提供しているところでございます。
- その移行の進捗状況というのが、除去食というのが例えば卵とアサリのスープだった場合、除去食は卵を抜いただけのものになりますけれども、代替食になると卵の代わりに豆腐を入れてアサリと豆腐のスープというような形になっています。
- このようにセンターで副食をつくっているものについては、卵が失われる栄養価については、ほかの食材をもって栄養価を補っている、今はそのようなものを全て出しているという状況になっております。このようなことから、代替食の移行状況というと、全てそういう形でシフトはさせていただいているというのが進捗状況かと思えます。
- 続けて答弁させていただいてよろしいでしょうか。
- 教育長（柿沼光夫） はい。
- 学校給食課長（小林喜則） 公会計化導入の検討というところでございます。学校給食費の公会計化につきましては、これまで公会計化を実施している自治体や、令和 5 年 4 月から導入を予定しております春日部市などに導入時期や期間、経費、システム内容、職員配置などについて調査のほうを行わせていただいております。
- また、システム業者による学校給食費管理システムのデモンストレーションを行いまして、システムで管理できる業務内容、そして導入するまでの手順などについて説明を受けて検討を進めているところでございます。

- 教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。
- 委員（渋谷克美） 代替食の関係で、今、卵と乳のお話がありましたが、それ以外のアレルギーに対しては、今後どういった予定なのでしょうか。
- 教育長（柿沼光夫） 学校給食課長。
- 学校給食課長（小林喜則） 今後につきましては、この実施計画の中にも記載のほうをさせていただいて、対象アレルゲンを検討するというので、記載のほうをさせていただいておまして、今後、現場の意見を聞きながら、対象アレルゲンの追加やその実施時期などについて検討してまいりたいと考えているところでございます。
- 教育長（柿沼光夫） 続いて、文化財保護課長
- 文化財保護課長（堀内謙一） 文化財保護課です。2点ほどご質問いただきました。

初めに、(仮称)文化財整理収蔵室の今後の活用についての計画についてのご質問でございます。文化財保護課では、旧町が保有していた様々な資料を集中管理できる場所が合併後すぐには確保できませんでしたことから、合併前と同様に分散保管をしておりました。その後、個別施設の老朽化や廃止あるいは目的変更などにより、何度となく移転を余儀なくされ、また近年では公共施設の適正配置が市の大きな課題となっておりますことから、集中管理できる場所の確保が当課の喫緊の課題でございました。

そのような中、久喜市アセットマネジメント推進本部から、令和4年12月20日付けで菖蒲学校給食センター跡地の活用方法の変更についてという通知が発出され、今後は文化財保管庫として活用するという市の方針が決定したばかりでございます。現在、関係各課と協議を行いながら、令和5年4月1日からの活用に向けまして、今後の計画も含めた方針を検討しているところでございます。いろいろな課題もありますことから、当分の間は、ここにもございますように、文化財保護課と郷土資料館の両方で暫定的に施設を活用していくとともに、今後、市のほうで決定していく個別施設計画の見直しや中期財政計画の変更などを踏まえまして、階段的に整備していくことにはないかと考えているところでございます。

続きましてもう一点、未刊行の埋蔵文化財調査報告書についてのご質問でございます。こちらにつきましては、令和2年度に資料の整備に関連して実施いたしました天王山塚西遺跡の発掘調査に係る報告書がございます。現在は、出土した遺物の整理と並行しながら、同遺物の結合の作業なども行い、刊行に向けての準備を進めているところでございます。

- 教育長（柿沼光夫） それでは、ほかにもございますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 教育長（柿沼光夫） それでは、ただいまの協議事項につきましてご意見、ご質問なしとの声がありましたので、意見、質問を打ち切りたいと思います。
それでは、ただいまの内容を踏まえて検討を進めてまいりたいと思います。
以上で協議事項を終了いたします。

これをもちまして会議の非公開を解きます。

[非公開を解く]

○教育長（柿沼光夫） 暫時休憩いたします。

午前 11 時 50 分 休 憩

午前 11 時 50 分 再 開

○教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

◎その他

○教育長（柿沼光夫） 日程第 6、その他の次回の定例会についてでございます。

開催日の案について、事務局より説明いたします。

教育総務課長。

○参事兼教育総務課長（榎原俊彦） 次回定例会につきましてご提案申し上げます。

今回は、令和 5 年 2 月 24 日金曜日、会議開催前の午後零時 30 分から学校給食センターにて学校給食を試食した後、鷺宮総合支所に移動していただきまして、午後 1 時 30 分から庁議室 1・2 にて定例会議を開催することをご提案申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） ただいまの提案につきまして、ご都合はいかがでしょうか。

[「異議なし」と言う人あり]

○教育長（柿沼光夫） それでは、次回の定例会は、令和 5 年 2 月 24 日金曜日、会場は鷺宮総合支所 3 階、庁議室 1・2 とさせていただきます。定例会議前の午後零時 30 分から学校給食センターで学校給食を試食した後、鷺宮総合支所に移動していただき、午後 1 時 30 分より定例会議を開催する予定でございますので、詳細は追って事務局からお知らせいたします。

午前 11 時 52 分

◎閉議、閉会

○教育長（柿沼光夫） これをもちまして久喜市教育委員会令和 5 年 1 月定例会を閉議、閉会といたします。ありがとうございました。

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためここに署名する。

令和5年2月24日

教育長 柿 沼 光 夫

委 員 小野田 真 弓

委 員 渋 谷 克 美